

発 湯 監 第 1 2 号
令和7年7月31日

湯梨浜町長	宮脇 正道 様
湯梨浜町議会議長	磯江 公博 様
湯梨浜町教育委員会教育長	山田 直樹 様
湯梨浜町農業委員会会長	長谷川誠一 様

湯梨浜町代表監査委員 重松 雅文

湯 梨 浜 町 監 査 委 員 光井 哲治

令和7年度第1回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第2条の規定に基づき、令和7年度第1回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

第1 監査の概要

I 監査の項目

- (1) 会計執行状況について
- (2) 歳計外現金残高について
- (3) 入札執行状況について
- (4) 町営住宅における事故発生時の補償について
- (5) 町営住宅使用料の誤徴収について
- (6) 埼玉県道路陥没事故を受けた本町の対応状況について

II 監査の実施日

令和7年6月27日（金）

Ⅲ 実施した監査手続き

監査の対象となった項目について、資料審査、聞き取りを行った。

第2 監査結果

(1) 会計執行状況について

(2) 歳計外現金残高について

提出資料に基づき審査した。概ね適切に執行されていることを確認した。

(3) 入札執行状況について

主に令和6年度工事等契約執行状況一覧表【50万円以上】より、入札日と契約日の整合性及び支払請求を受けた日と支払日との整合性について監査を行った。

入札日と契約日の整合性については、担当者の不手際により入札日から2週間後（以上を含む）に契約を締結した案件が2件あった。また、支払請求を受けた日と支払日の整合性については、管理業務契約で支払いの請求を受けた日から30日を超えて支払いをした案件が1件あった。

契約の締結については湯梨浜町財務規則第103条の規定、また支払いについては政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条の規定により適切に処理すること。なお、工事（業務）等の完了後は相手方から速やかに請求書の提出を求め、支払手続きを進めるよう努めること。

(4) 町営住宅における事故発生時の補償について

当該項目については、鳥取市公営住宅で発生した漏水事故で、市は被害住民に過失はないとし、過去の事例などを参考に家財の一部補償するなどの対応を検討しているが、被害者は落ち度がないのに全額補償されないのはおかしいと困惑しているとの報道があった。これを受け本町の補償に関するルールの有無を確認したところ、町側の過失による事故発生時の補償に関する規定はなく、また過去に補償を行った事例はないとのことであった。

その後、鳥取市は家財の補償のほか、引っ越し費用や休業補償として66万円を被害住民に支払うことで和解したこと、また今後補償に関するルールを整備するとの報道があった。

町営住宅の老朽化が進む中、今回の事例は本町でも起こり得ることであり、トラブルに備えて補償に関するルール整備の検討を要望する。

(5) 町営住宅使用料の誤徴収について

5月に明らかにされた当該事案について担当課より誤徴収が判明した経過を含めその概要を聞き取りした。住宅使用料の誤徴収については2月にも明らかに

なっており、担当課には再発防止を徹底し、町民への信頼回復に努めるよう強く要望する。

（６）埼玉県道路陥没事故を受けた本町の対応状況について

この案件を受けての担当課の対応は、腐食するおそれが多い下水道管施設について５年に１回以上の頻度で点検し、必要に応じて修繕しているとのことであった。これはあくまでも対処療法である。必要な財源を確保し計画的に対策を進めることを要望する。

〔その他〕

項目外として東郷小学校給食配送車購入について、担当課より令和６年度に部分払いに至った経過及び部分払いをした理由について説明を受けた。

なお、当該事案については関連する予算が令和７年度６月議会で可決済であることを考慮し、聞き取りのみとした。